京丹後市入札監視委員会(平成 22 年度第 2 回) 議事概要

開	催	日	時	平成 23 年 2 月 25 日 (金)	
				午後1時~午後4時	
開	催	場	所	ルビノ京都堀川 2階 嵯峨の	間
				(京都市上京区東堀川通下長者	町下ル)
出席	素委員氏	名(耶	哉業)	委員長 角田 競治 (大学院	准教授)
				委員 節辺 保雄(弁護士)	
				委員村電 憶哉(公認会計	士)
議	事	概	要	1 開会あいさつ(糸井財務部・	長)
				2 議事	•
				(1) 抽出工事に関する審議に	こついて
				(2) 入札及び契約手続きの運	運用状況等について
				3 次回抽出委員の選出	
				村尾委員を選出(五十音順	
				4 閉会あいさつ(糸井財務部・	長)
審	議対	象:	期間	平成22年4月1日 ~ 平成	22年9月30日
抽	出	案	件	総件数 8件	(備考)
	般 競	争。	入札	1 件	対象件数 78 件
公募	專型指4	 吕競争		-	
通 ?	常指名	競争	入札	6 件	
随	意	契	約	1 件	
	からの			意見・質問	回答等
3ع	それに対	96	凹谷等	別紙のとおり	別紙のとおり
委!	員 会 意	見の	内容	委員会としては、具申すべき	特段の意見等はない。
				ただし、最低制限価格の基準	のあり方、発注等級と落札率の
				相関関係、随意契約における競	争入札との比較による妥当性の
				検証等、個別の案件において指	摘・要望した事項について、研
				究・検討をされたい。	

別紙

「2 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 平成 21 年度(仮称)森本工業団地土砂搬出(その7)工事・・・ 一般競争本工事は、契約締結後に誤った最低制限価格で入札を執行していたことが判明(既に契約を締結していたため、工事は続行)した案件。

意見・質問	回答等
契約金額について	
誤った最低制限価格で入札	行っておりません。
を執行していたことが判明し	
た後、そのことにより契約金額	
を増額したのか。	
工事の施工について	
本工事の完成検査の結果、工	工事は適正に施工されております。
事の品質について、問題はなか	
ったのか。	
再発防止策について	
今回のミスを受けて、再発防	これまでは(予定価格・最低制限価格漏洩防止の観点から)
止策をどのように採ったのか。	予定価格・最低制限価格の設定については、1 人の者が携わっ
	ておりましたが、その後は2人によるチェック体制により、予
	定価格・最低制限価格を設定しております。
入札事務のミスについて(1)	
今回のようなミスは以前に	ありませんでした。
もあったのか。	
最低制限価格について(1)	
本工事の入札においては、誤	最低制限価格の算定については、定められた算定式がありま
った最低制限価格ではなく、仮	すので、当該算定式に基づいて算出された数値を信頼せざるを
に正規の最低制限価格で入札	得ないものと思われます。
を執行していれば、約 2/3 の入	
札参加者が失格になることと	
なり、このことは、業者側から	
見れば、失格になった金額でも	
工事が出来るというシグナル	
として読みとることもできる。	
また、今回の工事において	
は、本来の最低制限価格を下回	
った額で契約しているが、工事	
は適正に施工されているとの	
ことであった。	

これらのことから、現行の市 の最低制限価格の設定方法が 本当にこのままで良いのかと いうことについて、検証する必要があるのではないか。

最低制限価格について(2)

非常識な価格での入札を防 ぐという意味では最低制限価 格は大事だと思われるが、こん なにも多く、最低制限価格の関 係で失格する案件は、ほかに見 当たらない。

今回の入札結果を市民が見れば、少なくとも、本工事と同じ種別の工事については、現在設定されている最低制限価格の考え方が、実情にあってないと思うのではないか。

最低制限価格の関係で失格 となる率は、把握しているの か。 他自治体においても同様の事例を聞いており、本市だけが特別に最低制限価格未満による失格が多いということではない と考えております。

最低制限価格について(3)

多くの入札参加者がある中で、高率で最低制限価格未満による失格者が出るという事態は、望ましくないのではないか。最低制限価格の設定について、検討の余地があるのではないか。

他市の事例ではなく、京丹後 市の問題としてどのように考 えているのか。

最低制限価格について(4) 類似の案件については、以前 の入札における最低制限価格 未満による失格者の状況をフィードバックし、算定式で算出 した最低制限価格に一定の掛 本市においては、全国的な算定基準である中央公契連モデルに基づき、最低制限価格の設定を行っております。

最低制限価格について、本市独自の算定基準を持つことは、 非常に難しいと考えており、やはり全国的な算定基準である中 央公契連のモデル式を拠り所にせざるを得ないものと考えま す。

現在の本市の規定では、そのような規定になっていないため、出来ないことになります。

け率を掛け、最低制限価格を安	
く設定したり出来ないのか。	
最低制限価格について(5)	
市独自の最低制限価格の設	そのようなルールはありません。
定基準を設けてはいけないと	
いうルールがあるのか。	
最低制限価格について(6)	
ルールがないのであれば、京	可能ですが、そのためには何故独自の算定式にしたのかとい
丹後市において現在設定して	う説明が必要となるため、その整理ができるかという問題があ
いる最低制限価格の算定式に	ります。
不都合があると思えば、独自の	
算定式を設定することも可能	
なのか。	
最低制限価格について(要望)	
もし最低制限価格の考え方	
が適正でない場合、誠実に企業	
努力をしているところが、最低	
制限価格未満により失格とな	
ってしまうので、非常に問題だ	
と思われる。	
今回の案件のように、入札参	
加者が多い中で、多くの業者が	
最低制限価格未満の応札によ	
り失格となるケースが類型的	
にあるのであれば、一度、その	
種別の工事における最低制限	
価格の考え方について検証を	
していただきたい。	
入札事務のミスについて(2)	
新聞記事では、「本来落札す	理解が得られたから工事を続行したということではなく、誤
べきであった業者に謝罪し、理	りに気付いたのが契約締結後であったため、工事を続行したと
解が得られた」とあるが、もし	いうことになります。
理解が得られなかった場合は	

2 久美浜・網野地区浄化槽設置工事その6 ・・・ 通常指名競争

どうなるのか。

意見・質問	回答等
落札率の差について(1)	

同種工事の落札率を見ると、 本工事のように落札率が 96% を超えるグループと、落札率が 80%台の2つのグループに分か れているが、工事の条件が違う 等、何かグループが分かれる理 由があるのか。 浄化槽設置工事は、個人宅内に浄化槽を設置する工事である ため、工事箇所が点在することになります。(点在する工事箇 所をある程度まとめて、一つの工事として発注しています。)

そのため、施工箇所同士が遠い場合もあれば、近い場合もある等、いろいろな要素が考えられます。

また、工事自体が個人宅内の排水の場所とも関わりがあるため、工事箇所によっては、非常に狭い場所での工事になったり、 進入が非常にしづらい場所であったり、逆に道路から直接工事 現場に入ることができる場所である等、施工条件の差も考えられます。

落札率の差について(2)

施工担当課としては、落札率 の傾向が2グループに分かれる ことについて、分析はしている のか。 特に行っておりません。

ただし、全社の応札金額が高いということであれば、今回の 工事の施工条件が厳しかった等の理由が考えられますが、今回 の工事の入札においては、最低制限価格未満の応札による失格 者も2社存在することから、施工条件が厳しかったということ ではなく、入札の結果、たまたま落札率が高くなったものと考 えています。

発注等級について(1)

同種工事の発注等級を見ると、B等級とC等級があるが、発注等級がB等級の工事については落札率が高くなっている。

B等級とC等級とではどう違うのか。

本市においては、発注標準というものを定めており、それにより、一定金額以上の案件は B 等級の業者へ、それを下回る金額の工事は C 等級の業者へ発注するという方法により工事の発注を行っております。

発注等級について(2)

発注等級がB等級になると条件が厳しくなるということか。

B 等級になると発注する工事の金額が C 等級より高くなる ということです。

発注等級について(3)

C 等級より、B 等級の業者になるための基準のほうが厳しいということか。

そのとおりです。

落札率の差について(3)

B等級については、入札に参加する業者数が少なくなるため、競争性が低くなり、落札率が高くなるということではないのか。

一概にそのようには言えないものと思われます。

発注方法について(1) 浄化槽設置工事の内容を見ると、地区毎に何箇所かをまとめて発注しているように思われるが、そのように発注しているのか。	なるべく地域をまとめて発注するようにしております。
発注方法について(2) 浄化槽工事については、施工 箇所をある程度まとめて発注 しているということであった が、施工箇所を2つに分割した リ、3 つに分割して発注することは可能なのか。	施工箇所が1箇所からでも発注することは可能ですが、浄化槽設置工事は、個人からの浄化槽設置の申し込みを受けて、初めて浄化槽を設置することになりますので、一定の期間内に申し込みがいくつかまとまった段階で工事を発注するということになります。 一定の期間に、1箇所しか申し込みがなければ、1箇所で発注することになりますし、5箇所から申し込みがあれば、5箇所まとめて発注するという仕組みになっております。
発注等級について(4) B等級とC等級の業者が同じ 入札に参加することはないの か。例えば、C等級の工事の入 札に、B等級の業者はランク的 に参加できないのか。	そのようになります。
発注方法について(3) 工事をC等級の案件になるよう分割し、C等級の業者ばかりに発注していくと、B等級の業者への発注はなくなってしまうということか。	そういうことになります。
発注方法について(4) B等級業者への発注がなくなってしまわないよう、ある程度 まとまったらB等級に発注しようとかいうことを考慮して発注して	バランスの取れた発注となるよう考慮することもあります。
発注等級について(5) B等級に発注すると落札率が 高くなる傾向にあるのか。 発注等級と落札率について(要望1) 発注等級と落札率の相関関	一概にそう言えるかどうかは分かりません。

係があるということになれば、	
落札率の低いC等級の工事にな	
るよう分割して発注したほう	
が市にとって望ましいものと	
思われる。	
今回の入札結果だけでは例	
が足りず何とも言えないので、	
発注等級と落札率の相関関係	
について、一度、分析・検討を	
されたい。	
発注等級について(6)	
管工事におけるB等級とC等	平成 22 年度においては、B 等級が 8 社、C 等級が 41 社存
級の業者数はどれくらい存在	在しております。
するのか。	
発注等級について(7)	
先ほどの説明で、B 等級が 8	そのようになると思われます。
社、C 等級が 41 社ということ	
であるが、当然、業者数の多い	
C 等級のほうが競争が激しくな	
るのではないか。	
発注等級と落札率について(要望2)	
等級における業者数が落札	
率に影響していることも考え	
られるので、先ほどの発注等級	
と落札率に関連して、等級毎の	
業者数と落札率の相関関係に	
ついても一度分析されたい。	

3 平成21年度 市道上切畑線他1線舗装修繕工事・・・ 通常指名競争

平成 21 年度 市道間人西線舗装修繕工事 ・・・ 通常指名競争

平成 21 年度 市役所前駐車場整備工事 *** 通常指名競争

平成 21 年度 市道品田金谷線道路維持工事 ・・・ 通常指名競争

上記 4 案件については、全て同種工事であり、かつ同じ抽出理由(抽選により落札者を決定している)ということで、4 案件について一括して審議を行った。

意見・質問	回答等
抽選発生率について(1)	
ほ装工事については、くじに	ほ装工事の入札における抽選発生率は、平成 20 年度におい
より落札者を決定する率(以下	ては、約 6%であったのが、平成 21 年度と平成 22 年度におい

「抽選発生率」という。)が、 近年になって増えたという傾 向が確認できるのか。それと も、以前から確認できたのか。

ては60%前後となっております。

抽選発生率が平成21年度から激増したのは、設計図書の情 報公開により、市の積算の分析が進んだ結果、業者の積算精度 が向上したことが要因と考えております。

抽選発生率について(2)

他の工種において、ほ装工事 のように抽選発生率が高くな っている工種はあるのか。

他工種を見てみると、土木一式工事における平成21・22年 度の抽選発生率は、6%前後となっています。

ほ装工事以外を除いた工事全体の抽選発生率についても、 5%前後となっており、ほ装工事の抽選発生率が非常に高いと 言えます。

抽選発生率について(3)

入札顛末書を見ると、同価入 札者が2社だけではなく、3社、 4 社が同じ価格で応札されてお り、単に積算精度が高まったこ とということだけで、このこと が説明出来るのか疑問を感じ る。

平成20年から平成21年度に かけて抽選発生率が著しく高 くなっており、制度面におい て、何か抽選発生率が顕著に変 わるような原因はなかったの か。

制度面において、変わった点はありません。

ほ装工事については、他の工種の工事と比較して、当該工事 を構成する工種の数が少なく、積算が比較的単純であることか ら、入札参加者が市の設計金額と最低制限価格を推測し易いた め、抽選発生率が高くなり易いと分析しております。

抽選発生率について(4)

工種の少ない他の工種おい ても同じように抽選発生率が 高くなるという傾向が見られ るのか。

平成20年度から平成21年度 にかけて、抽選発生率がいきな り上がるというのはどうも解 せない。

何か他に原因があるのでは ないのか。

抽選発生率について(5)

ほ装工事だけでなく、他の工

ほ装工事以外の工種においては、抽選が発生することはあま りありません。

ほ装工事の抽選発生率の高さの原因は、やはり、当該工事を 構成する工種の数が少なく、積算が単純で、積算がしやすいと いうことでしかないと思われます。

設計図書の情報公開の件数については、平成19年度から、 種の工事も含めて、抽選発生率|平成 20 年度にかけて激増しており、平成 21 年度以降につい が上がってきているということであれば分かるが、これまで、ほ装も他の工種と工事の抽選発生率が変わらなかったのに、ほ装工事だけが、いきなり抽選発生率が高くなっている。

このことについて、もう少 し、分析しても良いのではない かと思われるが。 てもさらに増えているという傾向になります。

は装工事以外の工種の工事においても、は装工事の抽選発生率が急激に高くなったのと同じ時期にあたる平成20年度から平成21年度にかけて抽選発生率が約4倍高くなっており、この抽選発生率が高くなった時期と、設計図書の情報公開の件数が激増した時期がほぼ同時期であることから、抽選発生率がいきなり高くなった原因は、設計図書の情報公開により、市の積算の分析が進んだ結果、業者の積算精度が向上したためと分析しております。

指名業者について(1)

ほ装工事の指名業者として、 4 社が選定されているが、今回 抽出されている4案件ともこの 同じ4 社が指名されているの か。 そのようになります。

指名業者について(2)

指名基準を満たす業者は、この4社以外にいないのか。

おりません。

応札価格について

入札顛末書を見ると、抽選と なった業者全てが最低制限価 格又は最低制限価格プラス千 円で応札している。

そこまで精度高く計算する ことができるのか。

また、全国的にも同様の傾向にあるのか。

精度高く計算することは可能です。

また、京都府の入札結果でも、最低制限価格に張り付く形での抽選が多く確認できることから本市と同じような傾向にあると思われますし、全国的にも似たような傾向にあると思われます。

最低制限価格について(1)

入札参加者ほとんどの応札 金額が最低制限価格に張り付いているということは、多くの 入札参加者が最低制限価格で も十分工事が出来るというこ とで応札されているものと読 み取れる。

最低制限価格の金額設定の あり方をもう一度考えた方が 良いのではないか。 委員ご指摘のとおり最低制限価格でも十分な施工が出来るとも読み取れますが、入札参加業者側からすれば、工事を落札したいと思えば、最低制限価格と同じ金額で応札しないと落札出来ないという実情があります。

従って、この金額であれば施工が出来る、出来ないという金額で応札しているのではなく、この工事をなんとかして落札したいという意識が強く働き、全社が最低制限価格近傍での応札になっているものと思われます。

工事を落札しないと会社の運転資金が賄えないので、多少利益が薄くても、工事を落札したいという事情等があるのではな

	いかと思われます。
最低制限価格について(2)	
企業努力をしている会社か	もし、最低制限価格を設定しなければ、かなり突っ込んだ応
らすれば、他の業者よりもっと	札価格になる可能性もあることから、市としてはやはりそこに
効率よく工事の施工ができる	一定の歯止めをかける必要があると考えます。
のに、最低制限価格がこの水準	
で設定されているから、効率の	
悪い業者と結局くじを引かさ	
れているというような不公平	
感はないのか。	
最低制限価格について(3)	
工事を施工しても良いと考	そういうことではなく、最低制限価格で応札しないと工事が
えて応札している業者のほと	落札出来ないため、最低制限価格付近に応札が集中するという
んどが最低制限価格に張り付	結果になっているものと思われます。
いているという状況について	
は、不況だからこのような状況	
になっているということなの	
か、それとも、市が設定する最	
低制限価格がそもそも甘すぎ	
て、業者にとって美味しい工事	
だから、多くの業者が最低制限	
価格で応札してくるのか、市は	
どのように評価しているのか。	
情報公開について	
設計図書の情報公開が進み、	いろいろな弊害も考えられますが、制度上、公開していかざ
このような入札結果になるこ	るを得ないものと考えております。
とについて、市としては、望ま	
しいと考えているのか。それと	
も望ましくないと考えている	
のか。	
抽選発生率について(6)	
今後は、ほ装工事以外の工種	抽選発生率が高くなっていくことは間違いないと思われま
の工事についても、抽選発生率	ं
が高まってくる可能性はある	
のか。	
入札制度のあり方について(1)	
このまま、くじによる落札者	難しい問題です。
の決定がずっと続くというこ	最低制限価格を設けているがために、抽選発生率が高くなり

て良いことなのか。

当初想定している入札制度│ように思われます。 の姿と違うように感じられる。 何か対応策はないのか。

とについては、本当に市にとっ一易くなっている、しかし、最低制限価格を設けなければダンピ ング受注による弊害が考えられる、この辺りのいたちごっこの

> また、国からは、最低制限価格を引き上げるよう求められて いるというような状況もあり、本市だけがさらに最低制限価格 を引き下げるということもなかなか出来にくいと思われます。

入札制度のあり方について(2)

入札結果を見ていると、業者 の技術力や効率性を高めると いうよりも、市の設計金額に対 する積算精度を競うような感 じとなっている。

これは、本来の入札制度のあ り方とは違った形になってし まっているように見えるが。

最低制限価格について(4)

先ほどの説明で、国からは最 低制限価格の引き上げを求め られているということであっ たが。

現在、本市の最低制限価格の水準は、最新の中央公契連モデ ルの算定式ではなく、それより低い水準の算定式を使用してお り、国からは最新の中央公契連モデルの水準へ最低制限価格を 引き上げるよう求められております。

また、業者からも最低制限価格の引き上げについての要望が あります。

入札制度のあり方について(3)

最低制限価格の引き上げを 行えば、余計、入札に参入する 業者が増え、よりたくさんの業 者と抽選するだけになるので はないか。

中には、これまでの最低制限 価格では(最低制限価格より高 い金額でないと施工が出来な いという理由により)応札出来 なかった業者も、最低制限価格 が高くなったことにより、応札 が出来るようになる訳なので、 本当に良い業者が入札に入っ てくるのか疑問である。

最低制限価格を引き上げる

と、積算精度だけは高いが、金	
額は高くて、品質も悪い業者が	
入札に参加出来るということ	
になり、これは、入札制度にお	
ける正常な形ではないと思わ	
れる。	
他自治体の取り組みについ	
て(要望)	
本案件の問題について、他自	
治体の取り組み等があれば、教	
えていただきたい。	

4 平成 22 年度 市道呉服富貴屋線道路改良工事 ・・・ 通常指名競争

意見・質問	回答等
落札率について(1)	
他の同種工事と比較して、本	本工事の設計内容が特に複雑であったということもなく、落
工事における入札の落札率が	札率が高くなった理由として考えられるものはありません。
特に高くなった理由としては、	
どのような分析をしているの	
か。	
落札率について(2)	
先ほどのほ装工事の審議で、	市の設計を行う際に、メーカー等から見積りを徴取し、単価
入札参加者は市の設計金額が	を設定する場合は、市の設計金額と業者の考え方に違いが発生
だいたい分かっているとの説	する場合もありますが、本工事については、メーカー等から見
明であった。	積りを徴取した部分はほとんどなく、業者と市の設計金額に対
そのような中で、予定価格に	する考え方が違うことについては想定できません。
近く、高く落札する工事と最低	
制限価格いっぱいに張り付い	
て落札する工事の2種類に入札	
結果が分かれる傾向が出つつ	
あると思われるが、市としては	
そのような感触はないのか。	
応札金額について(1)	
応札業者側からすれば、かな	特段の原因は見当たりません。
りの精度で予定価格を見抜い	
ているはずだが、そうであるに	
も関わらず、高めの金額で応札	
されていると状況については、	

どのように評価されているの か。 応札金額について(2) 入札参加業者の積算精度が そういったことはあるかもしれません。 上がってきている訳なので、応 市の設計金額と業者側における実際の工事の際に必要とな 札業者としては、市の予定価格 る費用との差が出てきている可能性はあるかもしれません。 がだいたい分かっているとい うことにも関わらず、高い金額 で応札している状況が発生し ている。 例えば、市の予定価格につい て、業者側からすれば、どう考 えても厳しい金額だというこ とであれば、高めの応札金額に なるし、市の予定価格が甘いと 思えば、最低制限価格に張り付 いた応札金額になり、結果、抽 選になるということは考えら れないか。 応札金額について(3) 同種工事の落札率を見ると、 落札率が、80%前後と 90%代に分かれていることについて 落札率については、80%前後か は、その違いや内容を分析してみないと分かりません。 90%代に数字が偏っている。 これは、市の設定する価格が 甘い、最低制限価格でも十分に 施工が可能ということで最低 制限価格に張り付いた入札結 果になる、逆に落札率が高いの は、市の予定価格は分かってい るが、実際にはその価格では出 来ないというシグナルにも読 み取れるが。 入札結果の分析について (要望) 落札率の数値がすごく両極

端になっているような印象を

仕事が欲しいというだけで

最低制限価格に張り付くのか、

受ける。

それとも、別の理由があるの か、一度分析をしていただきた ll.

工事内容について

落札率が高い案件と、落札率 が最低制限価格近辺の 80%前 後に張り付いた工事について、 特別に工事内容が食い違う部 分があれば、その部分の単価が 落札率等の差に影響している 可能性があるということか。

一般的には、施工条件がどれだけ違うかということ等が、落 札率等の差に大きく起因してくるのではないかと感じており ますが、具体的な中身を検討していないので分かりません。

本工事については、施工場所が道幅の狭い、山腹での工事と なっており、そのあたりが、街中の平坦地の同種工事と施工条 件が異なっているのかも知れません。

施工条件について

施工条件の違いは、設計金額 等に反映されているはずでは ないのか。それともそういった 条件は反映しにくいのか。

全く反映されないというわけではありませんが、金額的には 大きく跳ね返ることはありません。

従って、同種で同じような工事があれば、業者としては、施 工し易い工事のほうが受注意欲が高くなり、それが入札結果に 反映されるとも考えられます。

5 平成 22 年度 府道野中丹後神野停車場線山王橋水管橋設置工事··· 随意契約

意見・質問 回答等

落札率について

本工事は、京都府が発注した 橋梁上部工事の施工業者と随 意契約を行っているとのこと であったが、京都府の発注した 橋梁上部工事における落札率 はどれぐらいだったのか。

京都府の発注した橋梁上部工事における落札率は、82.8%と なっております。

発注方法について(1)

以前、同じような随意契約理 由で契約を行っていた「下水道 工事に伴う水道管布設工事」に ついて、同じ市の工事である が、工事担当課が違うので、 別々に発注していたが、今年度 から一括して発注するように なったということであった。

今回は、施工の主体が違うの

協定を結んで負担金等を負担するという方法は考えられま すが、発注者が違う工事を合冊して発注するということは、難 しいと思われます。

また、発注者側の責任の問題もあり、市民の方に直接飲んで いただく水を供給するための水道管の工事について、これまで 監督経験のない京都府にお願いするということは難しく、逆に 市が橋梁の工事を含めて、主体的に監督するということも考え にくいと思われます。

現場管理上の問題があるので、同一業者に施工させることに で、一括発注の手法が採れていしなりますが、足場や安全対策費等の工事にかかる経費について 事については、京都府に全部一 括発注してもらい、市は費用を 負担するというような協定を 結ぶことは難しいのか。

ないと思われるが、例えば、エ│は、二重にならないような形で整理・節減した上で、お互いの 発注者が工事に対し責任を持つため、別々に発注せざるを得な いものと思われます。

発注方法について(2)

先ほどの説明で、合冊という 言葉が出たが、そういう制度が あるのか。

協定を結んだ上で、それぞれの発注機関の工事を合冊して入 札し、主たる工事を行うところが工事の責任を持って合冊した 工事を施工し、必要な経費については負担金をもらうというや り方があります。

ただし、今回の工事について、この方法がなじむかどうかと いう問題や、補助金等を受けて施工する工事の場合、経費負担 の整理が難しいという問題はあります。

府の入札参加業者について(1) 京都府の橋梁上部工事の施 受注すれば、京丹後市の水道管 の工事を随意契約で契約でき ることが事前に分かっていた のか。

京都府の橋梁上部工事業者の決定後に、本市の随意契約の手 工業者は、当該橋梁上部工事を|続きを行っているので、京丹後市から京都府の入札前に随意契 約等の条件提示は行っておりません。

> ただし、工事現場を見られる等して、現場状況(水道管が仮 設してある状況)等を把握していれば、水道管の工事について 事前に予想できたかも知れません。

府の入札参加業者について(2) 京都府の橋梁上部工事(土木 <u>一式</u>の建設業許可等が必要)の 入札参加業者全員が、京丹後市 が発注する水道管の工事(水道 施設工事の建設業許可等が必 要)について、施工可能な業者 であったのか。

入札参加者全員が京丹後市の水道管の工事について施工可 能な業者であったかどうかというところまでは、確認できてお りません。

今回の場合、随意契約を行う前に、京都府の橋梁上部工事の 受注者へ、京丹後市の水道管の工事について施工可能かどうか の確認を行っており、十分施工が可能ということだったので、 契約を行っております。

府の入札参加業者について(3) 橋梁工事は施工可能である が、水道管の工事は施工出来な いという業者もあるのか。

それとも、橋梁工事の施工業 者は、前提として水管橋の工事 も施工出来ることになるのか。

橋梁と水管橋は大体セットで設置されることが多く、また、 橋梁工事と水道管工事は構造や考え方が似ているため、今回の 施工業者の規模と同等以上の業者であれば、ほとんど水道施設 工事の建設業許可等を取得されていると思われます。

府の入札条件について

工事の管理の問題等の関係 で、別々に契約することについ|常に難しいと思われます。

他の工事において、そのような条件を付けるということは非

ては、一定理解できるが、今回 の工事であれば、京都府の工事 は競争入札で発注しているた め落札率が 82.8%だが、市の工 事は随意契約のため、落札率が 95.4%になっており、随意契約 で発注すると、どうしても落札 率が高くなると思われる。

京都府の橋梁上部工事の入 札条件、契約条件等に「市が随 意契約で発注する予定である 水管橋工事についても、京都府 の橋梁上部工事と同じ落札率 で契約すること」というような 協定を京都府と結んだりでき ないのか。

随意契約の相手方について

過去に、今回の工事のよう に、同一業者に施工してもらい たいとお願いして、断られたと いう事例はあったのか。 道路改良工事に伴う水道管の布設替え工事において、道路改良工事の施工業者にお願いをした際に、水道工事は出来ないと断られたことがありました。

その際には、たまたま、当該道路改良工事の下請業者が水道 工事が施工可能な業者であったため、当該下請業者と契約を締 結し、施工してもらったという事例はあります。

発注方法について(3)

他の都道府県において、都道府県が発注する工事と市町村が発注する工事のように、主体の違う工事を一括して発注しているところはあるのか。

他都道府県の状況までは把握できておりません。

今回の工事については、京都府の橋梁上に京丹後市が水道管を占用させてもらっている訳ですが、占用物件については、本来、支障がある場合は占用者のほうで架け替えることになるので、積極的に一括して発注すべき性格の工事ではないという判断をされたのではないかと思われます。

競争入札との比較について

今回、随意契約で発注した工事について、仮に競争入札で発注していた場合、どのくらいの費用がかかった等、競争入札で発注するより有利であったことが比較できるものはあるのか。

仮に本工事を随意契約ではなく競争入札で発注した場合、随意契約の設計において削除した京都府の橋梁上部工事との共通部分の経費が余分にかかることになり、設計金額が随意契約による場合より高くなります。

その設計金額に京都府の橋梁上部工事と同じ落札率を掛けた金額と、今回の随意契約による契約金額を比較すると、随意 契約による契約の方が費用面で有利であるという数字は計算

今回の工事は、「競争入札に│しております。 付することが不利」という理由 されているので、競争入札で発 注するより随意契約で発注し たほうが、明らかに有利である ということが合理的に算定で きていることが前提で、発注す べきと思われる。

もし、随意契約のほうが有利 でなければ、随意契約を行うこ とが出来ない訳で、コスト面で どのように有利であったかと いう、コスト面での比較もして おくべきではないのか。

それに加えて、競争入札で発注した場合、工期や地域の人へ で随意契約の方法により発注 | 迷惑をかける期間等が長くなりますので、これらのことも考慮 すると、随意契約で発注したほうが有利であると判断しており ます。

別業者で施工した場合について

先ほどの話に関連して、京都 府と京丹後市がそれぞれ競争 入札により工事を発注し、それ ぞれ異なる施工業者での工事 となった場合、工事の施工のタ イミングを見計らって、お互い に協力しながら、効率的に工事 を施工するということは難し いのか。

そういったことが出来るか出来ないかと言えば、出来るとい うことになりますが、実際には、一つの工事現場に2業者が入 ることになります。

工程面においては、常に2業者間で協議・調整が必要となり、 工事をスムーズに出来ない恐れも考えられますし、工事現場の 管理上、安全管理面等で問題が生じてくるものと思われます。

「3 議 事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

意見・質問	回答等
指名停止について	
(前年度の取引業者が指名	委託業者変更後においても、変更前とあまり価格に変更はな
停止となった関係で)委託先の	かったと聞いております。
業者が変更になったとの説明	
であったが、変更前と後におい	
て、コスト面で変更はあったの	
か。	